路外駐車場設置（変更）届出書

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　岐　阜　市　長　　様（駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）駐車場法第１２条の規定により、次のように届け出ます。 |
| １　駐車場の名称 |  |
| ２　駐　車　場　の　位　置 | 岐阜市 |
| ３　　規　　　模 | イ　駐車場の区域の面積 | 平方メートル　　　　　 |
| ロ　駐車場の用に供する部分の面積（A+B+C+D） | 平方メートル　　　　　 |
|  | ａ　建築物である部分 | 駐車の用に供する部分の面積（Ａ） | 一般公共の用に供する部分 | 平方メートル　（駐車台数　　　　　　　　　台） |
| それ以外の部分 | 平方メートル　（駐車台数　　　　　　　　　台） |
| 車路等の面積（Ｂ） | 平方メートル　 |
| ｂ　建築物でない部分 | 駐車の用に供する部分の面積（Ｃ） | 一般公共の用に供する部分 | 平方メートル　（駐車台数　　　　　　　　　台） |
| それ以外の部分 | 平方メートル　（駐車台数　　　　　　　　　台） |
| 車路等の面積（Ｄ） | 平方メートル　 |
| 駐車の用に供する部分の面積の合計（Ａ＋Ｃ） | 一般公共の用に供する部分 | 平方メートル　（駐車台数　　　　　　　　　台） |
| それ以外の部分 | 平方メートル　（駐車台数　　　　　　　　　台） |
| ４　構造 | イ　建築物である部分 |  |
| ロ　建築物でない部分 |  |
| ５　設　　備 | イ　特殊の装置 | a　特殊の装置の有無 |  |
| b　特殊の装置に係る駐車場法施行令第１５条の規定による建設大臣の認定の概要 | 認定の番号 |  |
| 特殊の装置の名称等 |  |
| ロ　それ以外の設備 |  |
| ６　付帯業務のための施設 |  |
| ７　従業員概数 |  |
| ８　供用開始（予定）日 |  |

様式第２号

路外駐車場設置の届出に係る留意事項

駐車場名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 留　　意　　事　　項 | チェック |
| 1　届出駐車場に該当するか |  |
|  | ①都市計画区域であるか。（法第12条） |  |
| ②路面外であって一般公共の用に供するものであるか。（法第2条） |  |
| ③路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上であるか。（法第11条） | ㎡　 |
| ④駐車料金を徴収するものであるか。（法第12条） |  |
| 2　必要図面等は整っているか。（法第12条、省令第1条） |  |
|  | ①地形図（S=1/10,000以上） |  |
| ②平面図（S=1/200以上） |  |
|  | （1）駐車場の区域 |  |
| （2）出入口 |  |
| （3）車路及び主要施設（建築物の内部にあるものを除く。） |  |
| （4）付近の道路並びに令第7条第1項に規定する道路の部分、陸橋の下、橋及びトンネル |  |
| ③建築物である路外駐車場の場合の必要図面等 |  |
| （1）各階平面図（S=1/200以上） |  |
| （2）2面以上の立面図（S=1/200以上） |  |
| （3）2面以上の断面図（S=1/200以上） |  |
| 3　構造及び設備の基準を満たしているか。（法第11条） |  |
|  | ①機械式駐車施設の場合、国土交通大臣の許可書の写しがあるか。（ある場合の認定基準は都市局長通達「駐車場法施行令第15条の認定基準について」による。） |  |
| ②出入口が以下に掲げる箇所に設けていないか。 |  |
|  | （1）道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分（警察署への意見照会が必要か。） |  |
| （2）横断歩道橋の昇降口から5ｍ以内の道路の部分 |  |
| （3）小学校、盲学校等の施設の出入口から20ｍ以内の道路の部分 |  |
| （4）橋 |  |
| （5）幅員が６ｍ未満または縦断勾配が10％を超える道路 | 幅員　　 ｍ、勾配　 　％ |
| ③前面道路が２以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口を設けているか。（令第7条第2項） |  |
| ④自動車の駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離した構造であり、かつ、それらが10ｍ以上離れているか。（令第7条第3項） | ｍ |
| ⑤出入口にすみ切り（1.5ｍ以上）が設けられているか。（令第7条第4項） | ｍ |
| ⑥出入り口付近の構造は、通行する者の存在を確認できるようにしてあるか。（令第7条第5項） |  |
| ⑦車路の幅員は5.5ｍ（一方通行の場合3.5ｍ）以上であるか。（令第8条第2項） | ｍ |
| ⑧建築物である路外駐車場の構造及び設備 |  |
|  | （1）車路の構造（令第8条第3項） |  |
| （2）自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さが2.1ｍ以上であるか。（令第9条） | ｍ |
| （3）避難階段又はこれに代わる設備（令第10条、建基令第123条第1項、第2項） |  |
| （4）耐火構造の壁又は甲種防火戸による区画（令第11条、建基法第２条第７項） |  |
| （5）換気装置又は開口部の面積（令第12条） |  |
| （6）照明装置（令第13条） |  |
| （7）警報装置（令第14条） |  |

第２号様式（第７条第２項関係）

（日本工業規格Ａ列４番）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１２条第１項ただし書に基づく、

路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　移動等円滑化のために　　　必要な構造及び設備 | 路外駐車場車いす使用者用駐車施設　　　台 |
| 路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 |
| 特　　殊　　の　　装　　置 | イ　特殊の装置の有無 |  |
| ロ　特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第４条の規定による認定の概要 | 認定の番号 |  |
| 特殊の装置の名称等 |  |

備考

一　路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。

二　「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。

三　「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第４条の規定による認定の番号を記載すること。

四　「特殊の装置」ロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。